

フィンランド

実用新案法

1991年5月10日法律No. 800

2013年1月31日法律No. 105により改正

2013年9月1日施行

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第2章 実用新案権出願とその処理

第6条

第6a条

第7条

第7a条

第7b条

第8条

第8a条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第3章 登録無効宣言の請求

第19条

第20条

第21条

第4章 審判

第22条

第 23 条

第 5 章 保護の範囲及び期間並びに権利の回復

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 26a 条

第 26b 条

第 6 章 譲渡, ライセンス及び強制ライセンス

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 7 章 実用新案権の終了と情報提供義務

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 8 章 責務, 補償の支払及び訴訟手続

第 36 条

第 36a 条

第 37 条

第 38 条

第 38a 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条 廃止 2013 年 9 月 1 日

第 43 条

第 44 条

第 44a 条

第 44b 条

第 44c 条

第 45 条 廃止 2013 年 9 月 1 日

第 8a 章 国際出願

第 45a 条

第 45b 条

第 45c 条

第 45d 条

第 45e 条 廃止 2008 年 11 月 7 日

第 45f 条

第 9 章 特別規則

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 10 章 施行及び経過規定

第 49 条

第1章 総則

第1条

考案をした者又はその権原承継人は、本法の規定に従って、出願をすることにより、考案についての実用新案権及びそれによって、その考案を産業上、利用する排他的権利を取得することができる。

本法の適用上、「考案」とは、産業上利用することができる技術的解決をいう。

次のものは、それ自体としては考案とはみなされない。

- (1) 発見、科学の理論及び数学の方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神的活動をする、遊戯をする、又は事業を遂行するための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム、及び
- (4) 情報の提示

実用新案権は、次のものに対しては付与されない。

- (1) 考案であって、その利用が公序若しくは良俗に反することになるもの
- (2) 植物若しくは動物の品種、又は
- (3) 方法

第2条

考案は、その実用新案権出願の出願日より前に知られていたものに対して新しいものでなければならず、かつ、それらと本質的に異なっているものでなければならない。

先行技術は、文書若しくは口頭の説明という手段によって、使用によって、又はそれ以外の方法によって、公衆の利用に供されたすべてのものを含むものとする。更に、上記の出願日より前にフィンランドにおいてされた実用新案権、特許及び意匠についての出願の内容も、当該出願が本法第18条、特許法第22条又は登録意匠法第19条に基づいて公衆の利用に供されている場合には、先行技術の一部を構成しているとみなす。しかしながら、そのような事件に関しては、考案は、実用新案権出願の日より前に知られていた先行技術とは明白に異なっていなければならないとする第1段落に規定されている要件は適用しない。

第8a章において言及する出願は、第2段落の適用上、第45b条及び第45f条の規定に従い、フィンランドにおいてされた実用新案権出願と同一の法的効果を有するものとする。

前記規定に拘らず、出願日前6月以内に公衆の利用に供された考案に関して、実用新案の登録をすることができる。ただし、開示が下記事情の結果であることを条件とする。

- (1) 出願人若しくはその前権利者に対する明白な濫用、又は
- (2) 出願人若しくはその前権利者が国際博覧会条約(フィンランド条約集 36/37)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会においてその考案を公開したという事実

第2段落の規定の適用上、1973年10月5日の欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)(フィンランド条約集 8/96)(以下、欧州特許条約という)第93条による公開は、特許法第22条の規定による、出願書類を公衆の利用に供することと同等とする。上記の規定は、欧州特許条約第153条(3)の規定による公開にも適用する。ただし、欧州特許庁が当該公開を同条約第93条による公開と同等とすることを条件とする。

第3条

実用新案登録によって付与される排他的権利は、下記の除外例に従うことを条件とするが、実用新案権の所有者の承諾を得ないでは、何人もその考案を実用新案権によって保護されている生産物を製造、販売の申出、市場への投入若しくは使用することによって、又はこれらの目的で、当該製品を輸入若しくは所持という方法によって利用することができないことを意味する。

この排他的権利はまた、実用新案権の所有者に対し、その承諾を得ていない者が、その考案を利用する権利を有していない者に対し、考案の本質的要素に関し、フィンランドにおいてその考案を実行する手段を供給する又は供給の申出をすることを禁止する排他的権利を与えるものとする。ただし、当該他人が、その手段が考案を実行するのに適しており、かつ、それが意図されていることを知っているか、又はそれに係る事情を基にして、当然に知っているべきことを条件とする。この規定は、その手段が一般的市販品である場合には適用しない。ただし、当該他人が受取人に対して、第1段落において言及し排他的権利を侵害する行為をするよう教唆するときは、この限りでない。本段落の規定の適用上、第3段落(1)又は(3)に示す態様で考案を使用する者は、考案を利用する権利を有する者とはみなさないものとする。排他的権利は、下記事項には適用しない。

- (1) 業としてではない使用
- (2) 実用新案権の所有者によって、又は同人の承諾を得て、欧州経済地域内の市場に出された、実用新案権の登録によって保護されている生産物の使用、又は
- (3) 考案自体についての実験における使用

第4条

外国の船舶、航空機又はその他の輸送手段におけるそれ自体の必要のための、発明の業としての使用又は利用に関する特許法第4条及び第5条の規定は、本法の目的としての考案に準用する。

第5条

実用新案権登録出願であって、その出願日前12月以内に、フィンランドにおいてされた特許若しくは実用新案登録の出願又は工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集36/70及び43/75)若しくは世界貿易機関設立協定(フィンランド条約集5/95)の締約国である外国でされた特許、発明者証若しくは実用新案保護の出願において開示されている考案に関するものは、出願人からの請求があったときは、第2条第1段落及び第2段落並びに第4条の規定の適用上、先の出願と同時にされたものとみなす。当該優先権は、前記条約の締約国でない国においてされた、保護を求める先の出願に基づいても享受することができる。ただし、フィンランドでの出願に由来する同等の優先権が当該国において認められており、かつ、当該国の法律がそれらの条約と実質的に適合していることを条件とする。

政令は、第1段落にいう主張を提出する方法及び主張の裏付けとして提出すべき書類について規定するものとする。

第2章 実用新案権についての出願とその処理

第6条

実用新案権を求める出願(以下「実用新案出願」という)は、書面によって、登録当局として行動する国家特許登録庁に提出する。第8a章において言及している事件に関しては、出願は外国の特許当局又は国際機関に対して行うことができる。登録当局は、提出された出願についての記録簿に記録する。

出願は、考案についての明細書(必要な場合には、図面を添付する)及び取得することを望む実用新案権保護の対象である主題についての正確な記述(クレーム)を含まなければならない。出願に付属する図面についての詳細な規定は、政令によって定める。明細書はそれを指針として、その技術の熟練者がその考案を実行することができる程度に十分に明確でなければならない。考案が生物学的材料に関係している場合又は生物学的材料の使用を伴って実施されている場合には、特許法第8a条並びに第22条第6段落及び第8段落の規定を準用する。願書には、考案者の名称を記載しなければならない。実用新案権の出願が考案者以外の者によって行われる場合には、出願人は、考案に対する同人の権原を証明することを要求される。

第6a条

個々の出願に関し、上記第6条第1段落において言及した記録簿に下記事項を記録する。

- (1) 出願日及び出願番号
- (2) 出願が属している国際特許分類による分類
- (3) 出願者の名称、住所及び宛先
- (4) 出願人が代理人によって代表されている場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (5) 考案者の名称及び宛先
- (6) 考案の名称
- (7) 出願が先の特許出願から変更されたものである場合には、特許出願がされた、又はされたとみなされる日
- (8) 先の出願の優先権が主張されている場合には、優先権の基礎とされている先の出願がされた国、出願日及びその通し番号
- (9) 出願がフィンランド出願、国際出願又は第8条若しくは第8a条に基づいて国内実用新案出願に変更された欧州特許出願の何れであるかについての陳述
- (10) 出願が国際出願である場合には、国際出願日及び出願が、本法第45d条に基づいて手続が取られた、又は特許法第38条に基づいて提出された日
- (11) 出願が第8条又は第8a条に基づいて欧州特許出願から国内出願に変更されたものである場合には、欧州特許条約の規定による出願日及び変更のために出願が登録当局に対して提出された日
- (12) 出願が分割から生じたものである場合には、原出願に関する、出願記録簿の中の通し番号及び出願日
- (13) 新たな出願が出願の分割によって生じたものである場合には、新たな出願に関する、出願記録簿の中にある通し番号
- (14) 出願が第18条に基づいて公衆の利用に供されている場合には、利用に供された日
- (15) 出願が国際出願である場合には、国際出願番号

(16) 出願が第 8 条又は第 8a 条に基づいて欧州特許出願から国内出願に変更されたものである場合には、欧州特許出願の出願番号

(17) 第 12 条において言及する審査が請求されているか否かということについての陳述

(18) 出願に関して提出された書類及び納付された手数料、及び

(19) 出願について行われた決定

第 1 段落(2)、(5)、(6)、(15)、(16)及び(18)において言及した記録事項は、その記録事項が関連する実用新案出願が第 18 条に基づいて公衆の利用に供されるまでは、秘密扱にされるものとする。

第 7 条

明細書及びクレームは、言語に関する現行の法律に従ってフィンランド語又はスウェーデン語で作成しなければならない。クレームがそれら 2 国語の何れか一方のみで作成されている場合は、登録当局は、実用新案を登録する前に、クレームを他方の言語に翻訳させるものとする。出願人は、所定の翻訳手数料を納付しなければならない。出願人が外国人である場合には、明細書はフィンランド語で作成され、クレームはフィンランド語及びスウェーデン語の両方で作成されなければならない。しかしながら、すべての出願人は、考案の明細書及びクレームをフィンランド語及びスウェーデン語の両方で作成することができる。

出願人は、所定の登録料を納付しなければならない。

第 7a 条

登録当局は、下記条件が満たされている場合には、実用新案出願の出願日を認定しなければならない。

(1) 出願が、その要素は実用新案出願を意図している旨の表示を含んでいること

(2) 出願が、出願人の身元を確認できるようにする、又は登録当局が出願人に連絡できるようにする表示を含んでいること、及び

(3) 出願時に提出された書類が、明細書若しくは図面とみなすことができるものを含んでいるか、又は出願が、先にされた特許若しくは実用新案の出願への言及を含んでおり、かつ、出願人がその特許若しくは実用新案の出願日、通し番号及びその出願先である登録当局に関する情報を提出していること

出願人が、出願日の認定を受けるための、第 1 段落の規定を遵守していないときは、出願人は登録当局が定める期間内に、不備を是正することを求められる。出願人が所定の期間内に不備を是正しなかった場合には、又は登録当局が、出願の受領から 2 月以内に出願人に対して連絡できなかつた場合には、出願はされなかつたとみなされる。

出願日の認定を受けようとする出願人が第 2 段落に定めた期間内に出願に含まれているすべての不備を是正したときは、すべての不備が是正された日を出願日とする。

第 7b 条

第 7a 条を遵守してされた出願に不備があり、登録当局が明細書又は明細書若しくはクレームにおいて言及されている図面が欠落していることを発見した場合には、出願人は、登録当局が定めた期間内にその出願を補充することを求められる。欠落していた要素が所定期間内に提出されたときは、第 2 段落又は第 3 段落に別段の定められている場合を除き、出願日は、

不備のすべてが是正された日とする。

第 1 段落において言及した要素であって、その後に提出されたものが、提出日から 1 月以内に破棄されたときは、元の出願日をその出願日とみなす。

欠落していた要素が第 1 段落の規定を遵守して提出され、かつ、先の出願についての優先権が主張されており、欠落していた要素のすべてが先の出願に示されている場合には、原出願日を出願日とする。ただし、出願人がその旨を請求し、かつ、第 1 段落に定めた期間内に、優先権の基礎とした出願の謄本を提出することを条件とする。

第 8 条

実用新案出願はまた、同一の考案に係る係属中の特許出願又は係属中の欧州特許出願の実用新案権出願への変更によって生じさせることができ、その出願は、特許出願又は欧州特許出願がされた日に出願されたものとみなす。しかしながら、変更は、特許出願又は欧州特許出願がされたとみなされる日から 10 年が経過した後では許可されない。それ以外には、実用新案出願に関する規定を、そのような実用新案出願の場合にも適用する。

特許出願は、それが実用新案出願に変更された場合であっても、出願人が明示してその特許出願を取り下げない限り、引き続き係属するものとする。

第 1 段落の規定を遵守して特許出願を実用新案出願に変更するときは、出願人はそれと同時に、又は登録当局が定める期間内に、納付期限が到来している更新手数料を納付しなければならない。更新手数料が前記期間内に納付されなかったときは、その出願は却下されるものとする。

第 8a 条

欧州特許条約に基づく欧州特許出願が、欧州特許庁がその出願をその出願がされた欧州特許条約締約国の国内登録当局から適時に受領しなかったことを事由として、取り下げられたとみなされる場合には、出願人からの請求に基づき、下記事項を条件として、その出願を実用新案出願に変更するものとする。

(1) 請求が、欧州特許庁が出願人に対し、欧州特許出願は取り下げられたとみなす旨の通知をした日から 3 月以内に、欧州特許条約締約国の国内登録当局に対して提出されること

(2) その請求を国内特許庁が、出願日又は優先権が主張されている場合は、優先日から 20 月以内に受領すること、及び

(3) 出願人が所定の期間内に、所定の出願手数料を納付し、また、第 7 条の規定による翻訳文を提出すること

欧州特許出願が、手続言語による翻訳文が所定期間内に提出されなかったことを事由として取り下げられたとみなされる場合には、出願人からの請求に基づき、その出願は欧州特許条約第 135 条及び第 136 条の規定に従い、国内実用新案出願に変更することができる。追加的に、出願人は所定の期間内に登録当局に対して所定の登録手数料を納付し、また、第 7 条の規定による翻訳文を提出しなければならない。

第 1 段落及び第 2 段落の意味における実用新案出願が欧州特許条約及びその施行規則の様式要件を満たしている場合には、出願はそれらの点に関しては、承認されるものとする。

第9条

2以上の相互に独立した考案に関しては、同一の出願によって、実用新案権を出願することができない。

出願人からの請求に基づき、実用新案出願は分割することができる。この場合には、新たな出願は、原出願と同じときにされたものとみなす。

第10条

実用新案権の出願人及び所有者であって、フィンランドに住所を有さない者は、出願及び登録された実用新案に関するすべての事項に関し、欧州経済地域に住所を有しており、同人を代表する代理人を指名することを要求されるものとする。

出願人、所有者又は無効請求人に対し、実用新案出願又は登録実用新案に関する決定を、これらの者が届け出ている宛先において通告することができなかつた場合には、通告は、フィンランド国家特許登録庁によって発行される実用新案公報に告示を公告することによって行うことができる。当該通告は、上記の公告がされたときに発効する。

第11条

実用新案出願は、原出願で開示されていない事項をクレームするような形で補正することができない。

第12条

登録当局は、出願が第1条第2段落から第4段落まで、及び第6条から第11条までの規定を遵守しているか否かを点検しなければならない。

登録当局は、出願を分類しなければならない。

出願人又は実用新案が登録簿に記録されたか、若しくは第18条に基づいて公衆の利用に供された後では、何人も、実用新案登録を承認された考案又は実用新案登録出願がされた考案が第2条第1段落の要件を満たしているか否かについての審査を書面によって請求することができる。審査のためには、所定の手数料を納付しなければならない。

第13条

出願人が出願要件を満たさなかつた場合又は当局が実用新案登録の登録に対するそれ以外の障害を発見した場合には、出願人に対し庁指令をもって、それについての通告が行われ、出願人は、指定された期間内に意見書を提出するか、又は必要な補正をすることを求められるものとする。

出願人が指定された期間内に意見書を提出しなかつた、又は障害を除去する措置を取らなかつたときは、出願は却下されるものとする。第1段落の規定に従って出される庁指令は、その旨の通知を含んでいなければならない。

却下された出願は、庁指令に定められている期間の終了後2月以内に、出願人がその旨の請求をし、かつ、意見書を提出するか、又は出願を更生する手続をとり、かつ、同一期間内に所定の回復手数料を納付したときは、回復措置を受けることができる。出願は、1回に限り回復措置を受けることができる。

第14条

出願人が意見書を提出した後で、出願人が意見を述べる機会を有していた、実用新案の登録に対する障害が引き続き存在している場合には、出願人に対して更なる庁指令を出すべき理由があるときを除き、出願は拒絶されるものとする。

第15条

出願人以外の者が登録当局に対し、考案についての権原を主張し、かつ、事情が不確かであると判断される場合には、登録当局は当該他人に対し、指定された期間内に裁判所に法的手続を提起するよう求めることができる。提起されない場合は、その主張は検討されないものとする。

実用新案保護が出願されている考案の権原に関する訴訟が裁判所に係属している場合には、その実用新案出願に関する手続は、当該訴訟に関する終局判決が下されるまで停止することができる。

第16条

出願人以外の者が、考案についての権原は出願人ではなく同人が所有していることを登録当局に対して証明した場合には、登録当局は、当該人からのその旨の請求があったときは、その出願を同人に移転しなければならない。同時に同人は、新たな出願手数料を納付しなければならない。

出願については、上記請求について最終決定が下されるまでは、却下、拒絶、承認又は取り下げの措置をとることができない。

第17条

出願が第1条第2段落から第4段落まで、及び第6条から第11条までの要件を満たしている場合には、その実用新案は、実用新案登録簿に記録する。登録については公告を行い、また、出願人に対して登録証を交付する。

実用新案出願が公になったときは、登録当局は主張公告の方法により、それをフィンランド語及びスウェーデン語によって公告する。当該公告は、電子的フォーマットによって行うことができる。主張公告の内容は、政令によって規定する。

第18条

出願ファイルは、登録日から、又は出願がされた若しくは出願がされたとみなされる日若しくは優先権が主張されている場合には、その優先日から15月が経過するまでに、公衆の利用に供されるものとする。

出願人からの請求があったときは、登録は、出願がされた日若しくはされたとみなされる日又は優先権が主張されている場合には、優先日から15月を超えない範囲での期間、延期することができる。出願が却下若しくは拒絶されている場合には、ファイルは、出願人が出願の回復を請求しているか、又は出願を拒絶する決定を審判請求しているときに限り、公衆の利用に供されるものとする。登録の延期のためには、所定の手数料を納付しなければならない。出願人からの請求があったときは、出願ファイルは、第1段落に定めた時期より前に公衆の利用に供することができる。

第3章 登録が無効である旨の宣言を要求する機会

第19条

実用新案登録は、下記の事情が存在している場合には、その一部又は全部について無効が宣言されるものとするが、その趣旨の請求に対する応答として行うものとする。

- (1) 登録が、第1条第2段落から第4段落まで、及び第2条の要件を満たしていない考案に関係していること
- (2) 登録が考案であって、その明細書が、その技術の熟練者がその考案を実行することができるほどに十分に明解ではないものに関係していること
- (3) 実用新案権が原出願に含まれていなかった事項に関係していること
- (4) 特許出願を実用新案出願に変更するとき、第8条又は第8a条の要件が満たされていなかったこと
- (5) クレームが、実用新案権の登録の後、拡張されていたこと

登録は無効である旨の宣言を求める請求は、それに係る登録の移転に関する訴訟が係属している場合には、検討されないものとする。

第20条

登録当局は実用新案権の所有者に対し、第19条に基づいてされた無効の請求について通告し、かつ、同人に対し、指定した期間内にその請求に関する答弁書を提出する機会を与えるものとする。所有者が、登録によって設定されている保護の減縮を請求するときは、前記と同じ指定期間内に登録当局に対し、書き直したクレームを提出しなければならない。

実用新案権の所有者が無効請求に異議を唱えたときは、その請求は登録当局によって審査されるものとする。実用新案権の所有者が書き直したクレームを提出した場合には、登録当局は、書き直されたクレームを基にして、無効請求を審査するものとする。

実用新案権の所有者が指定された期間内に、無効請求に対して異議を唱えなかったときは、実用新案の登録は、その全体に関して無効が宣言されるものとする。

第21条

登録当局は、第19条第1段落に規定されている事由が存在している場合は実用新案登録の無効を宣言しなければならない。実用新案権の所有者が書き直したクレームを提出している場合には、それは無効手続の主題とする。

実用新案権の所有者によって提出された、書き直されたクレームに関し、第19条第1段落に規定した無効事由が存在していないときは、登録は、書き直されたクレームに従って効力を維持するものとする。その場合には、登録当局は書き直されたクレームを公告しなければならない。

登録が無効を宣言されている場合には、その決定は、それが確定したとき、公告するものとする。

第4章 審判

第22条

実用新案権の出願人又は所有者は、実用新案権に係る登録又は無効宣言に関する最終決定が同人にとって有利なものでない場合には、その決定を審判請求することができる。実用新案についての無効宣言を請求した者は、請求が決定によって拒絶された場合には、審判請求することができる。

第13条第3段落に基づく回復請求を拒絶する決定又は第16条に基づく出願の移転を求める請求を認容する決定は、出願人が審判請求することができる。出願についての移転請求を拒絶する決定は、それを請求した者が審判請求することができる。

出願人又は所有者は、第26a条第1段落から第3段落において言及した申し入れを拒絶又は却下した登録当局の最終決定を審判請求することができる。

所有者は、第33条第1段落において言及した、登録当局の最終決定を、それが同人に有利でない場合には、審判請求することができる。

第23条

現行法に基づいて登録当局が行った決定に対する審判請求は、フィンランド国家特許登録庁に関する法律(575/1992)に定められているところに従い、市場裁判所に対してしなければならない。

市場裁判所における司法手続に関する法律(100/2013)の規定は、市場裁判所による、第1段落において言及した審判請求の審理に適用する。

第5章 保護の範囲及び期間並びに権利の回復

第24条

実用新案権によって与えられる保護の範囲は、クレームによって決定されるものとする。クレームを解釈するためには、明細書及び図面を使用することができる。

第25条

実用新案登録による保護の期間は、出願日から4年とし、かつ、請求することによって、2回の更新が認められる。更新期間は、第1回目を4年、第2回目を2年とする。

第26条

登録更新手数料は、登録期間が終了する月の末日を納付期日とする。更新手数料は、納付期日から6月以内に納付することができる。登録期間の終了後においては、所定の割増更新手数料を納付しなければならない。更新手数料は、納付期日前1年より前には納付することができない。

登録の更新は告示しなければならない。

第26a条

実用新案権についての出願人又は所有者が本法又は本法に基づいて発行された規則に定められている期間内に、登録当局に対する手続をとらなかったことを理由として権利を喪失したが、期限を守るために状況によって要求されるすべての適切な注意を払っていた場合において、かつ、同人が、不遵守の原因が消滅したときから2月以内で、かつ、如何なる場合にも、期間の終了から1年以内にその手続をとった場合には、登録当局は、その手続は所定期間内に行われたとみなさなければならない。実用新案権についての出願人又は所有者は上記期間内に、それについて書面をもって登録当局に通知しなければならない。また、所定の手数料を納付しなければならない。

実用新案権についての出願人が、第5条第1段落に基づく期間の関連によって権利を喪失したが、優先年の終了から2月以内に出願をしたときは、前期と同じ2月期間内において、その旨の請求がされ、かつ、所定の手数料が納付されることを条件として、第1段落の規定を適用する。

本条第1段落及び第2段落は、フィンランドにおいて実用新案出願の形式で手続がされる国際特許出願に関し、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に関連して遵守されるべき期限について適用する。この期限の不遵守は、登録当局において是正されなければならない。

しかしながら、第1段落、第2段落又は第3段落の規定に従って提出された請求は、実用新案権についての出願人又は所有者が登録当局によって定められた期間内に意見書を提出する機会が与えられるまでは、拒絶すること、又はその受理を拒絶することができない。

第26b条

第26a条(第1段落、第3段落)に基づく請求が承認され、その結果、公衆の利用に供された後で却下又は拒絶された実用新案の出願について審査が再開された場合又は失効した実用新

案が回復した場合には，その旨の告示が行われるものとする。

第6章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

第27条

実用新案権は、移転することができる。

他人が考案を業として利用する権利(ライセンス)を取得している場合には、当該人はその権利を移転することができるが、それが合意されている場合に限られる。

しかしながら、ライセンスが企業に与えられている場合には、別段の合意があるときを除き、そのライセンスはその企業と共に移転することができる。このような場合には、譲渡人はライセンス契約の遵守について引き続き責任を負うものとする。

第28条

実用新案権の移転及びライセンスの付与は、請求及び所定の手数料の納付があったときは、実用新案登録簿に記録する。これは、実用新案権についての質権の設定にも適用する。登録簿に記録されているライセンス又は質権がもはや効力を有していないことが証明されたときは、その記載事項は登録簿から削除するものとする。

第1段落は、強制ライセンス及び第32条第1段落において言及する権利に準用する。

実用新案登録簿に実用新案権の所有者として最後に記録されている者を、その実用新案に関する法的手続及びその他の事項に関して、所有者とみなす。

第29条

誠実に行動する者が登録当局に対し、実用新案権が同人に譲渡されたこと又は同人が実用新案に係るライセンス若しくは実用新案に対する質権を取得したことを実用新案登録簿に記録するよう請求している場合には、それより先にされた実用新案権又はそれに係る権利の譲渡は、それに係る他の当事者が先に、その取得を実用新案登録簿に登録することを請求している場合を除き、同人に対抗することができない。

第30条

実用新案の登録から2年が経過し、その考案が未だフィンランドにおいて業として適切な程度に実行又は使用されていない場合には、フィンランドにおいてその考案を実行したいと思う者は、その不実行についての正当な理由があるときを除き、それをするための強制ライセンスを取得することができる。

特許によって保護されている発明を利用するための強制ライセンスに関する特許法第46条から第50条までの規定は、実用新案権に関して準用する。

第7章 実用新案権の終了及び情報提供義務

第31条

実用新案が、第1条に基づいて権利を有する者以外の者の名義で登録されており、かつ、訴訟が、その実用新案についての権利を有する者によって提起された場合には、裁判所はその実用新案を権利の所有者に移転するものとする。

当該訴訟は、原告が登録及び訴訟理由とするそれ以外の事情を知った時から1年以内に提起しなければならない。実用新案登録の所有者が、実用新案が登録された時又は実用新案権の譲渡を受けた時に誠実に行動していた場合は、当該訴訟は実用新案の登録から3年以上が経過した後では提起することができない。

第32条

第31条の規定に従って登録を剥奪された者が、フィンランドにおいて誠実にその考案の業としての利用を開始していた場合又はそのような利用のための実質的な準備をしていた場合には、同人は、利用の全体的内容が維持されることを条件として、適正な対価及びそれ以外の合理的条件に基づき、利用を継続すること又は意図していた利用を開始することができる。実用新案登録簿に記録されているライセンスは、同等の条件の下に、同じ権利を有するものとする。

第1段落において言及した権利は、その考案を利用しているか、又はその利用を意図している事業と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第33条

実用新案権の所有者がその登録を放棄する旨を書面によって通知した場合には、登録当局はその実用新案を登録簿から削除しなければならない。当該の登録放棄は、実用新案出願の出願日から効力を有するものとする。

実用新案が債務のために差し押さえられている、若しくは質権の設定を受けており、それが登録簿に記録されている場合又は登録の移転を求める訴訟が係属している場合には、差押若しくは質権が有効である期間中又は訴訟において終局判決が下されるまでは、所有者の請求に基づく実用新案の登録簿からの削除は、行うことができない。

第34条

裁判所の終局判決によって実用新案登録が移転された場合には、登録当局はその旨の通知を公告しなければならない。

第35条

特許に関する情報の提供義務に関する特許法第56条の規定は、実用新案権に準用する。

第 8 章 責任、補償金の支払及び訴訟

第 36 条

裁判所は、実用新案権によって与えられている排他的権利を侵害する者に対し、そのような行為を継続又は反復することを禁止することができる。

第 36a 条

裁判所は、第 36 条において言及した訴訟を審理する場合において、実用新案所有者からの請求があったときは、罰金を課すことがあることを条件として、輸送手段、役務提供手段若しくはそれに類似する装置を保持する者又は仲介業者として行動する役務提供者が実用新案の侵害に当たると主張されている使用を継続するのを禁止することができる(差止命令)。ただし、実用新案に係る侵害容疑者の権利又は仲介業者の権利と実用新案所有者を考慮した場合に、不相応でないと考えられることを条件とする。

第 36 条において言及した訴訟が提起される前に、裁判所は、実用新案所有者からの請求に基づいて差止命令を出すことができる。ただし、第 1 段落に記載した前提条件が存在しており、かつ、そのような措置をとらなければ、実用新案所有者の権利が深刻な危険にさらされることが明白であることを条件とする。裁判所は、求められている差止命令の適用対象である当事者及び実用新案権を侵害していると主張されている当事者の両方に対し、聴聞を受ける機会を与えなければならない。求められている差止命令の適用対象者に対する通信は、郵便、ファクシミリ又は電子メールによって行うことができる。

裁判所は、請求があったときは、第 2 段落において言及した差止命令を、侵害容疑者を聴聞することのない仮差止命令として出すことができる。ただし、それを必要とする事件の緊急性がそれを要求していることを条件とする。差止命令は、別段の命令が出されるまで有効とする。差止命令が発行された後で、侵害容疑者は遅滞なく、聴聞を受ける機会を与えられなければならない。侵害容疑者に対する聴聞が行われた後、裁判所は遅滞なく、差止命令の効力を維持するか又は差止命令を撤回するかを決定しなければならない。

本条に基づいて出される差止命令は、メッセージを送受する第三者の権利を危うくするものであってはならない。差止命令は、申請人が執行法第 8 章第 2 条に定めた担保金を執行吏に提出したときに効力を生じる。訴訟法第 7 章第 7 条の規定は、担保提供義務の免除可能性に適用する。第 2 段落又は第 3 段落に基づいて出された差止命令は、第 36 条において言及した訴えが、差止命令の発行から 1 月以内に裁判所に提起されなかった場合には失効する。

差止命令を要求した当事者は、発行された差止命令の対象である当事者並びに侵害被疑者に対し、差止命令の執行によって生じた損害及びその事件から生じたその他の費用に対して補償をしなければならない。ただし、第 36 条において言及した訴訟が拒絶されるか、若しくは容認できないものと決定されること又はその事件の処理が、原告がその訴訟を放棄するか、若しくは裁判所に出頭しなかったために、審理予定事件リストから除去されていることを条件とする。同じ規定を、差止命令が第 3 段落に基づいて撤回されたか、又は第 4 段落に基づいて失効した場合に適用する。損害及び費用の補償に関して訴訟が提起された場合には、訴訟法第 7 章第 12 条の規定を適用する。

第 37 条

故意又は過失によって実用新案権を侵害した者は、その考案の利用に対する合理的な賠償金及び侵害によって生じた他の損害に対する賠償金も支払う義務を負う。軽微な過失のみがあった場合には、賠償は応分に調整することができる。

故意でもない、過失でもない、実用新案権の侵害をしたと認定された者は、考案の利用に対して、合理的と判断される場合及びその範囲において、賠償金を支払わなければならない。実用新案権侵害に係る賠償請求の訴訟は、訴訟提起前 5 年間に生じた損害のみを対象として提起することができる。この期間内に訴訟が提起されない場合には、賠償を受ける権利は消滅するものとする。

第 38 条

更なる侵害行為を防止するための措置に関する特許法第 59 条の規定は、実用新案権に準用する。

第 38a 条

実用新案侵害に係る紛争に関しては、裁判所は原告からの請求に基づいて被告に対し、被告が実用新案権を侵害した旨を認定した終局判決に関する情報を、原告が適当な手段を使用して公表するために生じた費用を原告に補償するよう命じることができる。当該命令は、本法の何れかの箇所でのその情報の流布が制限されている場合は、出すことができない。裁判所は、命令の発行及び内容を検討するときは、その問題の公表に係る一般的意義、侵害の種類及び範囲、公表手続に係る費用並びにその他の関連する事項に留意しなければならない。裁判所は、被告が支払うべき適正な公表費用についての最高限度額を定める。原告は、裁判所が定める、終局判決が下された日から起算する期間内に判決についての情報を公表しない場合には、補償を受ける権利を有さない。

第 39 条

実用新案権による排他的権利を故意に侵害した者は、その行為が刑法第 49 章第 2 条の工業所有権違反として処罰可能な場合を除き、実用新案権侵害についての罰金が課せられるものとする。

第 1 段落にいう違反行為についての起訴は、被害者からその旨の請求があった場合に限り、公訴官が行うことができる。

第 40 条

故意又は軽微な過失ではない過失によって第 35 条に基づく義務を履行しなかった者は、実用新案に関する情報の提供義務の不履行として罰金が課せられるものとする。

同条において言及している事情において、虚偽の情報を提供した者も、その行為が刑法に基づいて処罰される場合を除き、同じ刑罰に処せられるものとする。

本条にいう違反行為についての起訴は、被害者から請求があった場合に限り、公訴官が行うことができる。

第 41 条

実用新案登録が終局判決によって無効と宣言された場合には、刑法第 49 章第 2 条又は本法第 36 条から第 39 条までに基づく刑罰，賠償金の支払又はそれ以外の制裁を命じることができない。

第 2 段落 廃止

第 42 条 廃止 2013 年 9 月 1 日

第 43 条

本法の規定に基づく紛争及び出願事件は，市場裁判所が審理する。

市場裁判所における司法手続に関する法律の規定は，市場裁判所による，紛争及び出願事件の審理に適用する。

第 44 条

フィンランド刑法第 49 章第 2 条に規定する知的財産犯罪であって実用新案権の侵害に関する起訴並びに本法第 39 条第 1 段落に規定する実用新案権違反及び本法第 40 条に記載する犯罪に関する起訴は，ヘルシンキ地方裁判所が審理する。

第 37 条に基づく賠償請求又は第 38 条において準用した特許法第 59 条の規定による請求であって，起訴状において言及されている犯罪から生じたものは，第 43 条の規定に拘わらず，上記第 1 段落において言及した起訴と関連して審理することができる。地方裁判所は引き続き，第 2 段落に記載した請求を審査する管轄権を有し，請求がされた後で，管轄権の基礎とした事情が変更した場合も同様とする。

第 44a 条

市場裁判所の陳述書請求権に関する，市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 22 条の規定は，上記の第 44 条に規定した事件を審理する裁判所の権利に適用し，登録当局に対して陳述書を請求する権利を有する。

第 44b 条

第 44 条に規定した事件を審理するとき，地方裁判所は，市場裁判所法第 7 条(2)において言及されている専門家を最大 2 名の補助を受けることができる。

専門家は，地方裁判所から提起された事項に関して陳述書を提出しなければならない。専門家は当事者及び証人に質問をする権利を有する。地方裁判所は事件に関する判決の前に，当事者が専門家の陳述に対して意見を述べる機会を用意しなければならない。

専門家の手数料に関する市場裁判所法第 37 条の規定は，手数料を取得することについての専門家の権利に適用する。

第 44c 条

市場裁判所の判決を通告する義務についての市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 23 条の規定は，第 44 条において言及した事件を審理する裁判所の義務に適用し，その判決を登録当局に通告する義務を有する。

第 45 条 廃止 2013 年 9 月 1 日

第 8a 章 国際出願

第 45a 条

本法において、「国際出願」とは、特許協力条約(フィンランド条約集 58/80)に基づいて行われる実用新案に関する出願を意味する。

国際出願は、特許協力条約及びその規則によって当該出願を受理する権限を付与されている登録当局又は国際機関(受理官庁)に対して行わなければならない。フィンランドの受理官庁は、政令の定めるところにより、国家特許登録庁とする。フィンランドにおいて国際実用新案出願をする者は、所定の手数料を納付しなければならない。

第 45b 条から第 45 d 条まで、又は第 45f 条に別段の規定がない限り、国際特許出願の処理に関する特許法第 3 章の規定は、フィンランドを指定国とする国際実用新案出願の処理に準用される。

第 45b 条

受理官庁が国際出願日を付与した国際実用新案出願はフィンランドにおいて、同日に行われたフィンランド実用新案出願と同一の効果を有する。第 2 条第 2 段落第 2 文は、第 45d 条に基づいて手続がされる国際出願に限って適用する。

第 45c 条

国際実用新案出願は、特許協力条約第 24 条(1) (i) 及び(ii)において言及している事情の場合は、フィンランドの指定に関しては、取り下げられたものとみなされる。

第 45d 条

出願人がフィンランドにおいて国際実用新案出願の手続をすることを望む場合には、出願人は、国際出願日又は優先権を主張するときは優先日から 31 月以内に、国際出願のフィンランド語若しくはスウェーデン語による翻訳文又は出願がフィンランド語若しくはスウェーデン語で作成されているときは、その謄本を特許当局に提出しなければならない。出願人は同一期間内に、所定の登録料を登録当局に納付しなければならない。

出願人が所定の登録手数料を第 1 段落に記載した期間内に納付した場合には、出願に係る所要の翻訳文又は出願書類の謄本は、その後の 2 月期間内に提出することができる。ただし、同一期間内に所定の割増手数料を納付することを条件とする。

第 1 段落において言及した事情において、出願が本法の要件を満たしていない場合には、出願人は第 1 段落に記載した期間の後、2 月以内に、その出願が、様式及び内容に関する、特許協力条約の施行規則の要件を満たすようにすることができる。出願人が本条の条件を満たさない場合には、その出願は、フィンランドに関しては、取り下げられたとみなされる。

第 45e 条 廃止 2008 年 11 月 7 日

第 45f 条

国際出願について第 45d 条に基づく手続が取られる場合には、出願及び審査に関しては、本条又は特許法第 34 条から第 38 条までに別段の規定があるときを除き、第 2 章及び第 5 章の

規定を適用する。しかしながら、出願の審査は、出願人からのその旨の請求がある場合に限
り、第 45d 条第 1 段落に定めた期間の満了前に開始することができる。

欧州経済領域に住所を有する代理人を指名しなければならないとする第 10 条に基づく出願
人の義務は、その出願について審査が始められる日までは要求されない。

出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 18 月が経過し、かつ、第 45d 条に基づ
いて出願人が翻訳文の提出義務を果たしているか、又は出願書類がフィンランド語若しくは
スウェーデン語で作成されている場合において、出願人が出願書類の謄本を登録当局に提出
しているときは、出願書類は、出願人が出願手続を進める前であっても、公衆の利用に供さ
れるものとする。

第9章 特別規則

第46条

本法に基づいて納付すべき手数料の金額については、別途の規定を適用する。

第47条

実用新案出願，実用新案登録簿及び登録当局に関する詳細は，政令によって定めるものとする。実用新案出願に関する詳細な技術的施行規則は，登録当局が発行することができる。当該施行規則は実用新案出願及びその処理，登録，補正及び期間並びにその他同等の技術的問題を対象とすることができる。

第48条

一定の事情においては発明についての権利を放棄すべき義務及びそれに対して支払われるべき補償に関する特許法第75条の規定は，実用新案権に準用する。国家防衛上重要な考案に関しては，別途の規定を適用する。

第 10 章 施行期日及び経過規定

第 49 条

本法は、政府が命令によって定める日から施行する。

本法施行前にされた出願は、第 5 条に基づく優先権主張の基礎とすることができない。

本法施行前にされた、又はされたものとみなされる特許出願は、第 8 条に基づいて実用新案出願に変更することができない。

法律 686/2006 は、2006 年 9 月 1 日から施行する。

本法第 36a 条は、本法施行前に係属していた紛争にも適用する。

本法施行時に適用されていた規定は、本法第 38a 条の規定の代わりに、本法施行時に係属していた紛争に適用する。

法律 700/2008 は、2008 年 12 月 1 日に発効する。

(1) 本法は、2008 年 12 月 1 日から施行する。

(2) 本法の規定は本法施行時に係属していた実用新案出願、その出願を基にして登録された実用新案権及び本法施行前に登録されていた実用新案権に適用する。ただし、第 3 条第 5 段落に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(3) 本法第 7a 条及び第 7b 条の規定は、本法施行日以後にされた、又はされたとみなされる実用新案出願に適用する。

(4) 本法第 17 条第 2 段落の規定は、本法施行日以後にされた実用新案出願に適用する。

(5) 本法第 26 条第 1 段落の規定は、本法施行日以後に納付期日が到来する更新手数料に適用する。

(6) 本法施行のために必要な措置は、本法施行前にとることができる。

法律 744/2011 は 2011 年 11 月 1 日に発効する。

(1) 本法は、政令によって定める日から施行する。

(2) 出願記録簿に関する本法第 6 条の規定は、本法施行日以後にされた、又はされたとみなされる実用新案出願に適用する。

(3) 本法施行のために必要な措置は、本法施行前にとることができる。

法律 105/2013 は、2013 年 9 月 1 日に発効する。

本法施行前に登録当局がした決定に対する審判請求は、本法施行時に有効であった法律の規定に従って行う。

本法施行前に地方裁判所に提起された紛争、出願又は刑事の事件は、本法施行時に有効な法律の規定によって審理する。

本法の施行のために必要な措置は、本法施行前にとることができる。